

佐賀市移送サービス事業

おひとりでは、路線バスなど公共の交通機関の利用が難しい高齢者や身体障がい者の方に対し、病院への通院や買い物などの外出をお手伝いするサービスです。

【サービスを利用できる方】

佐賀市内にお住まいで、下肢障がいなどにより、車椅子を利用しなければ歩行が大変難しい方で下記のいずれかに該当する方です。

- (1) 身体障がい者手帳を持っている方
- (2) 要介護1以上の高齢者の方

※利用される場合は、必ず家族、ヘルパーやボランティアなどの同乗者が必要です。



【利用の範囲】

- (1) 病気の治療（通院や入退院）
- (2) 公共機関への送迎 【例】市役所など
- (3) 買い物などの社会参加を行う場合（通院後の日用品の買い物程度）

※ただし、買い物などの社会参加だけの利用はできません。

【移送の範囲】

原則、佐賀市内です。

【利用時間】

月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで

※日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く。



【利用回数】

月3回（半日を1回とします。）

【利用料】

無料（但し、駐車場などの実費については利用者負担）

【利用手続き】

担当職員がご自宅を訪問し、身体及び世帯の状況などをお伺いします。



【問い合わせ・相談窓口】

サービスの利用を希望される方は、該当地区の社会福祉協議会窓口にご相談・お問い合わせください。

活動拠点	担当地区	電話番号
本所 福祉サービス課	下記以外の地区	32-6670
大和支所	大和町	62-0461
富士支所	富士町・三瀬村	58-2311
川副支所	川副町・東与賀町・久保田町	45-8111